富山地区広域圏事務組合常願寺ハイツスポーツ公園指定管理者募集要項

１　施設の概要

（１）　名称

富山地区広域圏事務組合常願寺ハイツスポーツ公園

（２）　位置

富山県中新川郡立山町泊新 83 番地の 6

（３）　敷地及び建物の概要

ア　常願寺ハイツ

敷地面積 10,211.27 ㎡、構造平屋鉄骨造、建築面積 2,643.21 ㎡、延床面積 2,304.41 ㎡

①　プール・小プール　　325 ㎡、70.84 ㎡

②　トレーニングジム・スタジオ　　337.1 ㎡、108.4 ㎡

イ　クリーンスポーツ公園

敷地面積 55,800 ㎡

①　テニスコート　　3,034 ㎡

②　自由広場　　9,482 ㎡

③　ちびっ子広場　　3,383 ㎡

④　さわやかスポーツ公園　23,800 ㎡

（４）　設置施設

ア　常願寺ハイツ

①　プール

25m プール（25m×13m 6 コース）、小プール（8m×6.5 m）、指導員室、採暖室、便所（男・女）

②　トレーニングジム・スタジオ

トレーニング室、スタジオ

③　その他

管理事務室、医務室、浴室（男・女）、パウダールーム（男・女）、更衣室（男・女）、ミーティングルーム、ラウンジ、下足ロッカー、便所（男・女）2 カ所、便所（身障者用）、コミュニティーサロン

イ　クリーンスポーツ公園

①　テニスコート(４面)

②　自由広場（１面）

③　ちびっ子広場（1 面）

④　さわやかスポーツ広場（１面）

２　管理運営の方針

圏域住民のスポーツ振興を図り、圏域住民の健康増進に寄与するため、クリーンセンターの余熱を利用した常願寺ハイツ温水プールを拠点に、トレーニングジム・スタジオ及びテニスコート等を設置し、これらの常願寺ハイツスポーツ公園を適正に管理し安全かつ円滑に施設を圏域住民に供用することを旨とする。

３　管理業務の範囲等

（1）　富山地区広域圏事務組合常願寺ハイツスポーツ公園及び附属設備等の維持管理に関する業務

（2）　富山地区広域圏事務組合常願寺ハイツスポーツ公園の使用の承認に関する業務

（3）　富山地区広域圏事務組合常願寺ハイツスポーツ公園の利用料金の徴収に関する業務

（4）　上記の他、富山地区広域圏事務組合常願寺ハイツスポーツ公園の管理に関して理事長が必要と認める業務

業務内容の詳細については、募集要項に添付の「富山地区広域圏事務組合常願寺ハイツスポーツ公園管理業務仕様書」をご覧ください。

４　管理運営に要する経費

富山地区広域圏事務組合常願寺ハイツスポーツ公園の管理運営費については、仕様書をもとに積算してください。

なお、積算にあたっては、募集要項に添付の直近４年間の収入及び支出の決算額を参考としてください。

５　指定期間

令和３年４月１日から令和８年３月３１日まで

６　利用料金制度の適用の有無

施設の利用料金については、利用料金制度を適用し指定管理者の収入とします。

７　指定管理者に必要な資格、免許等

消防法第８条の規定により、富山地区広域圏事務組合常願寺ハイツスポーツ公園の常願寺ハイツには防火管理者を置くこと。また、監視員は、営業時間内には、水上安全法・救急法・心肺蘇生術の講習等を受講したものを常時１名以上を配置すること。

８　指定管理候補者として選定しない法人等

次のいずれかに該当するものは、指定管理候補者に選定されません。

ア　当該法人等の責めに帰すべき事由により、富山地区広域圏事務組合又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消の日から２年を経過しない法人等

イ　理事長及び地方自治法第 180 条の５の規定により富山地区広域圏事務組合に設置する委員会の委員若しくは委員又は議員が、富山地区広域圏事務組合に対し主として指定管理業務及び請負をする法人等の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人である法人等

（地方自治法の「兼業禁止」に準じた取扱い）

ウ　当該法人等の代表権を有する者のうち、次のいずれかに該当する者がある法人等

①　公の施設の管理に係る契約を締結する能力を有しない者

②　破産者で復権を得ない者

③　富山地区広域圏事務組合及び構成市町村における指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は不正の利益を得るために連合した者

④　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

⑤　富山地区広域圏事務組合及び構成市町村において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

⑥　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（①～③は、地方自治法施行令の「一般競争入札の参加者の資格」、④～⑥は、地方公務員法の「欠格条項」に準じた取扱い）

エ　富山地区広域圏事務組合構成市町村の競争入札参加有資格者指名停止要領に基づく指名停止期間中の法人等

オ　指定管理業務を開始する時点において、富山地区広域圏事務組合構成市町村内に事業所等を有しない法人等

カ　法人等又は法人等の代表権を有する者が、富山地区広域圏事務組合構成市町村の市町村税を滞納しているもの

キ　施設を管理するにあたって必要な資格及び免許等を有していない法人等。ただし、指定管理業務の開始までにそれらを有すること又はそれらを有するものに管理業務の一部を委託することが確実であるものを除く。

ク　法人等、法人等の代表権を有する者等（株式会社にあっては取締役、公益法人にあっては理事、その他の団体等にあってはこれらに相当する職にある者及びこれらの者以外に団体等の経営に事実上参加しているものをいう。）又は法人等の被用者（代表権を有する者等を除く全ての従業員、構成員及びこれらに相当するものをいう。）が、暴力団関係者その他暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）に基づき、指定管理候補として選定することが不適当である者

９　選定方法等

（1）選定方法

選定は、指定管理候補者選定委員会において書面審査により行いますが、必要に応じて申請者に対して聴き取り審査を行います。審査は、１２月頃に行う予定で、非公開とします。

（2）選定基準

審査にあたっては、次の選定基準に基づき、最高点のものを指定管理候補者とします。

選　定　基　準	配点
1　住民の平等な利用が確保されていること	１０
2　事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること	５０
3　事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること	２０
4　安全管理及び緊急時対応の体制が確立されること	１０
5　環境保護及び障害者雇用等に配慮した経営を行っていること	
6　総合評価（選定基準１～５について相乗効果が図られる点などを総合的に評価）	１０
計	１００

審査結果については、応募者全員にお知らせするとともに、公開します。

１０　提出書類

ア　指定申請書「様式第１号」

イ　応募資格を有していることを証する書類

-1　代表権を有する者全員の

①　市区町村長が発行する身分証明書（破産者でないことの証明）

②　法務局が発行する登記されていないことの証明書（成年被後見人等でない証明）

-2　申立書（法人の代表権を有する者全員が、「８　指定管理候補者として選定しない法人等」のウに該当しないことの申立書）「様式第２号」

-3　自治体が発行する納税証明書（団体のもの及び団体の代表権を有する者全員分）

-4　資格及び免許等が必要な場合はそれらを有していることを証する書類又は指定管理業務の開始までに有すること等を確約する書類

-5　暴力団排除に関する合意書関係の書類「様式第８号」

ウ　団体であることを証する書類

法人の場合は、定款、寄附行為、登記事項証明書、地縁による団体であることの証明書等。法人でない場合は規約、構成員名簿等

エ　法人等の経営状況等がわかる書類

-1　組織、人員、業務内容及び業績等がわかる書類

-2　申請日の属する事業年度の直前２事業年度の事業報告書、貸借対照表、損益計算書、財産目録又はこれらに相当する書類。

-3　類似施設の管理実績がある場合は、当該施設の概要、管理体制、収支の状況及び利用状況等がわかる書類（該当するものがない場合は「該当なし」として提出してください。）

オ　施設管理の基本方針及び事業計画書

-1　施設管理の基本方針　「様式第３号」

施設管理の基本的な考え方、利用者からの要望の把握及びそれへの対応、自己点検及び自己評価の仕組みなど

-2　事業計画書　「様式第４号」

指定期間内の年度ごとの業務計画書、職員の配置計画、個人情報の保護に関する措置、安全管理及び緊急時対応の体制、指定期間内の年度ごと及び合計の収支計画書、現状における環境保護及び障害者雇用等に配慮した経営の状況、富山地区広域圏事務組合作成の協定書に対する変更要望など

カ　指定管理者による自主事業及び収益の向上に結びつく改善策の提案

-1　自主事業に関する提案書「様式第５号」

-2　収益向上に関する提案書「様式第６号」

キ　その他理事長が必要と認める書類

共同体として申請する場合は、その構成員すべてのイ・ウ・エの書類、「共同体の概要書（共同体の代表者、共同体とすることの必要性・利点、管理業務の実施体制、責任分担のわかる書類）」及び「様式第７号」（指定管理者制度に係る共同企業体協定書）を提出してください。

また、共同企業体の解散時期については、少なくとも指定期間終了後、３箇月を経過するまでの間は解散をすることができないものとしてください。

なお、構成員すべてについて、本要項中「８　指定管理者候補者として選定しない法人等」が適用されることになりますので、ご注意ください。

１１　指定管理者による自主事業及び収益の向上に結びつく改善策の提案

（1）　自主事業について

管理業務仕様書に記載された業務以外に指定管理者が自主事業を行う場合は、様式第５号「自主事業に関する提案書」を提出してください。

自主事業は、公の施設の設置目的に沿ったもので、施設利用者の利用を阻害しないものに限るものとし、参加者負担金がある場合は、その金額の適正性などについて、富山地区広域圏事務組合で検討し、富山地区広域圏事務組合の承認した事業に限り実施できるものとします。

（2）　収益の向上について

富山地区広域圏事務組合常願寺ハイツスポーツ公園の管理体制や営業活動について、収益の向上に結びつく改善策について、様式第６号「収益向上に関する提案書」を提出してください。

１２　指定申請書等の提出先、提出期間及び提出方法等

（1）　提出先

富山地区広域圏事務組合クリーンセンター

〒９３０－０２４７　富山県中新川郡立山町末三賀１０３番地３

電話　０７６－４６２－１１８７　担当　管理係：中林、栗山

（2）　提出期間

令和２年１１月６日（金）から令和２年１２月１１日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前８時３０分から午後５時１５分まで

（3）　提出方法等

持参又は郵送してください。

提出部数は、片面印刷で正１部、副（１０ 提出書類のエ・オ・カ・キ、共同体の概要書のみ）１部とします。

郵送の場合は、書留郵便とし、最終日の午後５時１５分まで必着としてください。

申請に要する経費等はすべて申請者の負担とします。

１３　質疑応答

応募に際してご不明の点等につきましては、令和２年１１月３０日（月）までご質問をお受けいたします。

ご質問は、末尾に記載のお問合せ先まで電子メール又は書面でお送りください。

ご質問への回答は、とりまとめのうえ、参考として、応募希望者全員に配布（１２月７日前後）しますので、応募予定の方は、１１月３０日までに送付先をお知らせください。

１４　現地説明会の開催

現地説明会を次のとおり開催します。

参加希望の方は、１１月２４日（火）までに指定申請書等の提出先へご連絡ください。

日時　令和２年１１月２７日（金）　１３時３０分から１時間程度

場所　富山地区広域圏クリーンセンター１階会議室

１５　指定管理者の指定及び協定書の締結

（1）　指定管理者は、令和３年２月に富山地区広域圏事務組合議会定例会の議決に基づき指定（決定）されます。

（2）　指定後、指定管理者となるものにその旨を通知し、告示します。

（3）　指定後、富山地区広域圏事務組合との間で協定書を締結します。

（4）　協定事項及び内容については、指定管理候補者選定後に双方協議して定めます。

（5）　別添の富山地区広域圏事務組合作成の協定書に対して変更等を希望される場合は、申請時に「１０提出書類」の事業計画書の所定の欄にその内容を記載してください。

１６ 指定管理業務委託料

指定期間内の指定管理業務委託料は、予算額以内で毎年度富山地区広域圏事務組合と協議した額となりますので、申請時に提出された収支予算書に記載の金額を下回ることがあります。

１７　提出書類の取扱い

提出書類はお返しできません。また、富山地区広域圏事務組合の内部及び指定管理候補者選定委員会における検討に用いるため複写することがあります。

情報公開の請求があった場合は、個人情報及び法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものなどを除き公開することがあります。

なお、提出書類のうち「オ　施設管理の基本方針及び事業計画書」については、申請書の提出先となった窓口において、審査結果とともに、審査結果の通知の日から起算して１４日間公開します。

ただし、指定管理候補者に選定されなかった法人等の名称は公表しません。

１８　監査

富山地区広域圏事務組合の監査委員が必要であると認めるときなどは、指定管理者の公の施設の管理に係る出納関係事務について監査する場合があります。

１９　様式及び添付資料一覧

ア　富山地区広域圏事務組合常願寺ハイツスポーツ公園設置条例及び同条例施行規則

イ　富山地区広域圏事務組合常願寺ハイツスポーツ公園の管理運営費の直近４年間決算額

ウ　富山地区広域圏事務組合常願寺ハイツスポーツ公園管理業務仕様書

エ　富山地区広域圏事務組合常願寺ハイツ備品台帳

オ　指定申請書「様式第１号」

カ　申立書「様式第２号」

キ　施設管理の基本方針　「様式第３号」

ク　事業計画書　「様式第４号」

ケ　自主事業に関する提案書「様式第５号」

コ　収益向上に関する提案書「様式第６号」

サ　指定管理者制度に係る共同企業体協定書「様式第７号」

シ　暴力団排除に関する合意書関係の書類「様式第８号」

ス　富山地区広域圏事務組合常願寺ハイツスポーツ公園管理運営業務に関する基本協定書の案文（リスク分担表、個人情報の保護に関する取扱い仕様書及び情報セキュリティ特記事項

を含む）

セ　施設のパンフレット、平面図（別途、配布します。）

２０　業務引継ぎ

現在の指定管理者は、指定期間の満了又は指定の取消し等に際し、施設の管理業務が遅滞なく円滑に実施されるよう、富山地区広域圏事務組合が定める期間内に、富山地区広域圏事務組合又は次期指定管理者に対して適正に管理業務を引継ぐものとします。

管理業務の引継ぎ方法、日時等については、富山地区広域圏事務組合と現在の指定管理者及び次期指定管理者において協議の上決定します。

（引継ぎにおける留意点）

ア　引継ぎスケジュール

イ　臨時休館の設定

ウ　引継ぎに係る経費の負担（原則として指定管理者の負担）

エ　引継書類の確認

オ　引継財産の確認（備品、物品を含む）

カ　施設の予約の状況

キ　施設使用料の授受、預かり金管理の方法

ク　個人情報の取り扱い、データ管理等

ケ　引継ぎにおける体制の整備及び責任者の選定

などについて、協議を行うこととします。

お問合せ先

富山地区広域圏事務組合クリーンセンター管理係

〒930-0247　中新川郡立山町末三賀１０３番地３

電話　０７６－４６２－１１８７　担当　管理係

電子メールアドレス

kanri-cc@toyama-kouiki.jp

富山地区広域圏事務組合常願寺ハイツスポーツ公園設置条例

平成１８年2月２０日条例第１号
改正　平成２０年2月２０日条例第１号
平成２６年2月１４日条例第２号
平成３１年2月１９日条例第１号

（趣旨）

第１条　この条例は、富山地区広域圏事務組合が設置する常願寺ハイツスポーツ公園（以下「ハイツ」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（位置）

第２条　ハイツの位置は、富山県中新川郡立山町泊新８３番地の６とする。

（施設）

第３条　ハイツの施設は、次のとおりとする

（１）常願寺ハイツ

ア　プール

イ　トレーニングジム・スタジオ

（２）クリーンスポーツ公園

ア　テニスコート

イ　自由広場

ウ　ちびっ子広場

エ　さわやかスポーツ広場

（指定管理者による管理）

第４条　理事長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の２第３項の規定により、法人その他であって理事長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に前条各号に掲げる施設の管理を行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第５条　前条の規定により指定管理者に行わせる管理の業務は、次のとおりとする。

（１）ハイツ及び附属設備等の維持管理に関する業務

（２）第３条各号に掲げる施設の使用の承認に関する業務

（３）別表第２に掲げる施設の利用料金の徴収に関する業務

（４）前３号に掲げるもののほか、ハイツの管理に関し理事長が必要と認める業務

（指定の手続等）

第６条　ハイツの指定管理者の指定の手続等については、富山市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年富山市条例第309号）の規定の例による。

（供用日等）

第７条　施設の供用日及び供用時間は、別表第１のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、理事長の承認を得て、臨時にこれを変更することができる。

（使用の承認）

第８条　第３条の第１号及び第２号アに掲げる施設を使用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。

２　第３条第２号イからエまでに掲げる施設を、スポーツ、レクリエーション等のため専用して使用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。

３　前２項の承認について、施設の管理上必要な条件を付することができる。

（使用の不承認）

第９条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を承認してはならない。

（１）公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

（２）施設又は附属設備等を損傷するおそれがあるとき。

（３）前２号に掲げるもののほか、ハイツの管理上特に支障があるとき。

（使用の承認の取消し等）

第１０条　指定管理者は、第８条第１項の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取消し、又は使用を制限し、若しくは停止を命ずることができる。

（１）この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

（２）偽りその他不正の手段により使用の承認を受けたとき。

（３）第８条第２項の規定による承認の条件に違反したとき。

（４）前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

２　前項の規定の適用により使用者が損害を受けても、指定管理者はその賠償の責めを負わない。

（利用料金の納付）

第１１条　別表第２に掲げる施設の使用者は、指定管理者に、当該施設の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

２　利用料金は、前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

３　利用料金は、法第244条の2第８項の規定により指定管理者の収入とする。

（利用料金の額等）

第１２条　指定管理者は、法第244条の2第９項後段の規定により理事長の承認を受けて利用料金を定めたときは、これを公表しなければならない。

２　利用料金は、別表に定める額（この額に５円未満の端数があるときは、これを切り捨て、５円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げた額）を超えない範囲内の額でなければならない。

（利用料金の減免）

第１３条　指定管理者は、社会体育活動その他公益のため使用する場合で、特別の理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

（利用料金の還付）

第１４条　既納の利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

（１）使用者の責めに帰することができない理由によって使用できないとき。

（２）使用期日10日前までに使用の承認の取り消しを申し出たとき。

（３）前２号に掲げるもののほか、理事長が必要と認めるとき。

（使用権の譲渡等の禁止）

第１５条　使用者は、使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（特別の設備等）

第１６条　使用者は、施設に特別の設備をし、又は変更を加えようとするときは、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

（原状回復の義務）

第１７条　使用者は、使用が終わったとき（第10条の規定により使用の承認を取り消されたときを含む。）は、直ちに施設を原状に回復しなければならない。

（損害賠償）

第１８条　使用者は、施設を損傷し、又は滅失したときは、これを原形に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、理事長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

（入館の制限）

第１９条　理事長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、施設の入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

（１）公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められる者

（２）他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑となる物品又は動物を携行する者

（３）前２号に掲げるもののほか、管理上特に支障があると認められる者

（委任）

第２０条　この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成１８年９月１日から施行する。ただし、第６条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、この条例による富山地区広域圏事務組合クリーンスポーツ公園及び常願寺ハイツ設置条例（以下「旧条例」という。）第４条第１項の規定によりした承認又は同項の規定によりされた承認の申請は、この条例による改正後の富山地区広域圏事務組合常願寺ハイツスポーツ公園設置条例第８条第１項の規定によりした承認又は同項の規定によりされた承認の申請とみなす。

３　旧条例別表に規定する回数券で現に存するものは、施行日以後は、これを使用することができない。この場合において、当該回数券については、理事長の定めるところにより還付することができる。

附　則

この条例は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この条例は、平成３１年１０月１日から施行する。

別表第１　（第７条関係）

施　設		供　用　日	供　用　時　間
常願寺ハイツ	プ　ー　ル	１月９日から１２月２６日までの日。ただし、火曜日（この日が休日に当たるときを除く。）及び１２月の理事長が別に定める日を除く。	午前１０時から午後９時（日曜日及び休日にあっては午前１０時から午後６時）まで
	トレーニングジム・スタジオ	１月４日から１２月３０日までの日。ただし、火曜日（この日が休日に当たるときを除く。）を除く。	午前１０時から午後９時（日曜日及び休日にあっては午前１０時から午後６時）まで
クリーンスポーツ公園	テニスコート	１月４日から１２月３０日までの日。ただし、火曜日（この日が休日に当たるときを除く。）を除く。	午前９時から午後６時まで
	自由広場	１月１日から１２月３１日までの日	午前０時から午後１２時まで
	ちびっ子広場	１月１日から１２月３１日までの日	午前０時から午後１２時まで
	さ　わ　や　か　スポーツ広場	１月１日から１２月３１日までの日	午前０時から午後１２時まで

備考

１　この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日をいう。

２　クリーンスポーツ公園自由広場、ちびっ子広場及びさわやかスポーツ広場を専用して使用できる日及び時間は、次のとおりとする。

⑴ 専用使用日　１月４日から１２月３０日までの日。ただし、火曜日（この日が休日に当たるときを除く。）を除く。

⑵ 専用使用時間　午前９時から午後６時まで

別表第２　（第５条・第１１条関係）

１　常願寺ハイツ

種　　別			単位	金　額（円）		超過料金（円） 1時間につき
個　人	プ　ー　ル	高校生以上	２時間	１回券	390	200
				１１回券	3,900	
		中学生以下	２時間	１回券	110	60
				１１回券	1,100	
	トレーニングジム・スタジオ共通	高校生以上	２時間	１回券	440	220
				１１回券	4,400	
		中学生	２時間	１回券	220	110
				１１回券	2,200	
	トレーニングジム・スタジオ・プール共通	高校生以上	２時間	１回券	660	330
				１１回券	6,600	
		中学生	２時間	１回券	280	140
				１１回券	2,800	
	月間利用券（トレーニングジム・スタジオ・プール共通）	中学生以上	１月	5,500		
	年間利用券（トレーニングジム・スタジオ・プール共通）	中学生以上	１2月	58,300		
団　体	２０人以上		一人当たり個人所定料金の８０パーセントに相当する額			

備考

１　月間利用券・年間利用券は、個人利用の場合に限る。

２　１２月の月間利用券は、この表に定める額の５０パーセントに相当する額。

３　使用時間が超過した場合における１時間未満の端数は、１時間として計算する。

４　使用時間の短縮による利用料金は、減額しない。

２　クリーンスポーツ公園

種　　別	単　　位	金額(円)
テニスコート	１面１時間につき	440
さわやかスポーツ広場 （専用使用の場合に限る。）	１面１時間につき	440

富山地区広域圏事務組合常願寺ハイツスポーツ公園設置条例施行規則

平成１８年９月１日規則第５号
平成２０年３月11日規則第１号

（趣旨）

第１条　この規則は、富山地区広域圏事務組合常願寺ハイツスポーツ公園設置条例（平成１８年富山地区広域圏事務組合条例第１号。以下「条例」という。）第２０条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（使用承認の申請）

第２条　条例第８条第１項及び第２項の規定により条例第３条各号に掲げる施設（以下単に「施設」という。）の使用の承認を受けようとする者は、富山地区広域圏事務組合常願寺ハイツスポーツ公園使用承認書（様式第１号）を条例第４条に規定する指定管理者に提出しなければならない。ただし、指定管理者が相当の理由があり、かつ、施設の運営上支障がないと認めるときは、この限りではない。

２　前項の申請書は、使用日の属する月前２月の初日から当該使用日の前日までの間に提出しなければならない。ただし、指定管理者が相当の理由があり、かつ、施設の運営上支障がないと認めるときは、この限りではない。

（使用の承認）

第３条　指定管理者は、施設の使用を承認したときは、団体の使用にあっては、富山地区広域圏事務組合常願寺ハイツスポーツ公園使用承認書（様式第２号）を交付し、個人の使用にあっては、利用券（様式第３号）、回数券（様式第４号）、月間利用券（様式第５号）又は年間利用券（様式第６号）を交付するものとする。

（使用承認事項の変更）

第４条　施設の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が使用承認事項の変更をしようとするときは、速やかに第３条の使用承認書を添えて指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。

（使用の承認の取消し）

第５条　条例第１０条第１項の規定により、施設の使用の承認を取り消したときは指定管理者は、その旨を書面で使用者に通知するものとする。

（利用料金の減免）

第６条　条例第１３条の規定による利用料金の減免の額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 富山地区広域圏事務組合又はその加入する構成市町村が共催するとき。　３０パーセント相当額

(2) 富山地区広域圏事務組合又はその加入する構成市町村が主催するとき。　５０パーセント相当額

(3) 理事長が特に必要と認めるとき。　必要と認める額

２　利用料金の減免を受けようとする者は、富山地区広域圏事務組合常願寺ハイツスポーツ公園利用料金減免申請書（様式第７号）に減免の理由を証する書類を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

（利用料金の還付）

第７条　条例第１４条の規定による利用料金の還付の額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 条例第１４条第１号に該当するとき。　全額

(2) 条例第１４条第２号に該当するとき。　７０パーセント相当額

(3) 条例第１４条第３号に該当するとき。　別に定める額

２　利用料金の還付を受けようとする者は、富山地区広域圏事務組合常願寺ハイツスポーツ公園利用料金還付申請書（様式第８号）に利用料金領収書を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

（端数計算）

第８条　第６条第１項及び前条第１項の規定による利用料金の減免及び還付の額の端数計算については、条例第１２条第２項の例による。

（使用者の遵守事項）

第９条　使用者は、次の事項を守らなければならない。

(1) 許可なく物品の販売又は寄附金の募集をしないこと。

(2) 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと。

(3) 許可なく壁、柱等にはり紙をし、又はくぎの類を打たないこと。

(4) 許可なく施設又は付属設備を使用しないこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に従うこと。

（損傷及び減失の届出）

第１０条　施設及び付属設備等を損傷し、又は減失した者は、直ちにその旨を指定管理者に届出て、その指示に従わなければならない。

（細則）

第１１条　この規則で定めるもののほか、施設の管理について必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、平成１８年９月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２０年４月１日から施行する。

平成28年度～令和元年度 決算額

【収入の部】

単位:千円

項　目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
指定管理委託料	11,300	11,300	11,300	11,405
施設利用料	37,105	36,267	36,031	35,713
自主事業・事務手数料	39,378	38,778	38,442	41,545
用品・自動販売機売上	4,190	4,254	4,419	4,134
計	91,973	90,599	90,192	92,797

【支出の部】

単位:千円

項　目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
人件費	57,906	64,532	66,237	60,899
事務費	1,153	1,240	1,447	1,514
消耗品費	1,558	1,712	2,654	2,288
販売用用品仕入費	2,091	2,446	2,368	2,570
光熱水費	812	904	965	618
修繕料	3,615	3,476	3,051	4,473
通信運搬費	400	496	848	865
広告費	803	905	1,418	1,539
保険料	790	351	330	684
施設維持管理委託料	9,491	8,367	9,959	9,703
借上料	3,174	3,128	3,203	3,394
その他	3,230	3,791	378	2,971
計	85,023	91,348	92,858	91,518

【収 支】

単位:千円

項　目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
収入－支出	6,950	-749	-2,666	1,279

富山地区広域圏事務組合常願寺ハイツスポーツ公園管理業務仕様書

1　施設管理業務に関する事項

（1）業務の目的

富山地区広域圏事務組合は、圏域住民のスポーツ振興を図り、圏域住民の健康増進に寄与するため、クリーンセンターの余熱を利用した常願寺ハイツ温水プールを拠点に、トレーニングジム・スタジオ及びテニスコート等を設置し、指定管理者は、この業務仕様書に基づき、これらの常願寺ハイツスポーツ公園を適正に管理し、安全かつ円滑に圏域住民に供用する事を目的とする。

（2）開館時間

個人及び団体の場合

①　常願寺ハイツ

ア　プール
イ　トレーニングジム・スタジオ

日曜日・休日　午前10時～午後6時
上記以外の日　午前10時～午後9時

②　クリーンスポーツ公園

ア　テニスコート
イ　自由広場
ウ　ちびっ子広場
エ　さわやかスポーツ広場

午前　9時～午後6時

（3）休館日

火曜日（この日が休日に当たるときを除く）

年末年始（12月31日～1月3日までの日。ただし、プールは12月27日～1月8日）

（4）使用承認及び利用料金の取扱い

①　使用承認

ア　富山地区広域圏事務組合常願寺ハイツスポーツ公園設置条例及び同条例施行規則の規定に基づき、使用の可否を決定し、使用の承認を行う。

イ　使用の承認を取消す場合は、富山地区広域圏事務組合と事前に協議するものとする。

②　利用料金

ア　富山地区広域圏事務組合常願寺ハイツスポーツ公園設置条例及び同条例施行規則の規定に基づき、利用料金を徴収し、指定管理者の収入とする。

※ 常願寺ハイツの過去４年間の利用実績及び使用料収入の状況

区分	利　用　者（面）　数			使用料収入額
	ジム・プール	テニスコート	さわやかスポーツ	
平成２８年度	114,040人	1,341面	707面	37,105千円
平成２９年度	111,023人	1,264面	550面	36,267千円
平成３０年度	110,889人	1,241面	506面	36,031千円
令和 元 年度	109,181人	1,141面	603面	35,713千円

（5）管理体制（職員配置）

時　間　帯	人　数	主な業務内容等
９：３０～２１：３０	常時６人以上	施設管理、施設運営業務
９：３０～１８：３０	〃	〃

上記職員の内、統括責任者（常勤）として１名を配置し、富山地区広域圏事務組合との連絡調整の責任者とすること。

（6）法令等の遵守

業務の実施にあたっては、地方自治法、富山地区広域圏事務組合常願寺ハイツスポーツ公園設置条例、富山地区広域圏事務組合常願寺ハイツスポーツ公園設置条例施行規則、富山地区広域圏事務組合情報公開条例、富山地区広域圏事務組合個人情報保護条例、富山地区広域圏事務組合行政手続条例、富山市情報セキュリティポリシー、労働基準法等の労働関連法令、消防法等の施設管理に関連する法令、協定書、仕様書及び情報セキュリティ特記事項等を遵守すること。

（7）　個人情報の保護に関する留意事項

（一般事項）

項　　目	取扱う個人情報の内容	取扱い上の留意事項
1 個人情報の取扱いに関する留意事項の職員への周知	施設使用申請者の住所、氏名	管理責任者は、管理業務に従事する者に対し、その業務に関わる個人情報の範囲及びその取扱いに関する留意事項を個別具体的に指示するとともに、日常業務において必要に応じ指導する。
2 個人情報が記載してある書類等の取扱い	同上	富山地区広域圏事務組合の事前承認なしに複写し、あるいは外部へ提供し、若しくは持ち出しをしない。 また、個人情報の記載のある書類等については、ファクシミリによる送信及びセキュリティーが確保されていないパソコンによるデータ通信を行わない。
3 廃棄	同上	個人情報が記載されている書類等の廃棄については、富山地区広域圏事務組合に事前に協議のうえ、第三者の手に渡らないよう確実な方法によって処分する。
4 その他	同上及びその他の個人情報	その他、富山地区広域圏事務組合個人情報保護条例に基づき、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずること。

（個別事項）

項　　目	取扱う個人情報の内容	取扱い上の留意事項
1　使用申込受付、承認、利用料徴収業務	申請者の住所、氏名	取得する個人情報は、申請に必要な事項や減免要件を確認するために必要な事項のみとし、申請者以外から取得しない。
2 使用者管理	申請者の住所、氏名	担当職員以外は取扱わないこととする。
3 施設使用状況の掲示	個人使用者の氏名	個人が、個人の活動として施設を使用する場合は、本人の了解なしに、その使用状況を施設の掲示板等に掲示しない。
4 その他	同上及びその他の個人情報	その他、富山地区広域圏事務組合個人情報保護条例に基づき、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずること。

（8）施設の維持管理業務

①　施設や設備の維持管理業務

ア　安全面、衛生面、機能面の確保がなされるよう常に善良な管理者の注意義務をもって、かつ、関係法令の基準を遵守し、適切に管理すること。

また、設備等に異常が生じた場合などは、迅速に対処し、施設の供用に支障が生じないよう努めること。

イ　施設や設備の維持管理業務の範囲は次のとおりとする。なお、業務の全てを他の業者に委託することはできないが、部分的な業務については専門の業者に委託できるものとする。

(ｱ)　清掃業務及び廃棄物の処理

施設内及び駐車場等の附帯施設は、常に衛生的で、かつ、公共施設としての美観を最良の状態に保持するため、実施基準により、清掃を行う。

(ｲ)　緑地、植木の管理業務

緑地は、適切な芝生の養生管理（芝刈・施肥）及び雑草除去・除草を行い、常に美観を確保する。

植木・生垣は、必要な剪定、防虫駆除のための薬剤散布を行い、最良の状態を確保する。

(ｳ)　設備機器の運転及び維持管理業務

施設に設置されている電気設備、空調設備、衛生設備、浄化槽設備、井戸設備、消防設備、中央監視装置及びその他の施設附帯設備機器については、運転及び操作に対して十分な知識を有する者が、設備の状況を把握したうえで機器が故障しないように運転・操作しなければならない。

また、これらの設備機器については、動作確認、調整・整備等の日常点検や専門技術を有する者による精密な点検、法令に定められた定期点検等を実施基準により行ない、故障を未然に防ぎ、施設の供用に支障をきたさないよう努めなければならない。

(ｴ) 衛生、安全確保業務

(a) プールの管理は、厚生労働省通達「遊泳用プールの衛生基準」の規定によること。

特に水質については本規定に定める検査を実施し、基準に合致する水質を確保しなければならない。なお、遊離残留塩素濃度検査については、概ね２時間に１回実施・記録し、基準に合致する水質を確保するものとする。ただし、水質基準を維持するための薬品投入は、必要最小限とすること。

(b) プールサイドの適切な箇所に必要な監視員を配置し、利用者の安全を確保するとともに異常発生時には迅速かつ的確に対応すること。

なお、監視員は、日本赤十字社の水上安全法・救急法、心肺蘇生術の講習等を受講し、プール内での救助活動ができる技術を有するものであること。また、トレーニングジム・スタジオにおいても、指導員は、同様の救助活動ができる技術を有するものであること。なお、資格を有しない者には、資格取得に努めること。

(ｵ) 施設の警備業務

施設が無人となる時間帯については、実施基準により警備業務を行い、火災や盗難の予防に努めるものとする。

(ｶ) 駐車場等の除雪

降雪時は、駐車場及び通路などを除雪し、駐車スペースや通路を確保するものとする。

(ｷ) 専門業者等への委託等により、行なっている施設及び設備の維持管理業務の実施基準は次のとおり。(表中の別紙仕様書については、ホームページに登載しておりませんので、担当までお問い合わせください。)

業務の名称	業務内容	実施時期	回数
(ｱ) 清掃業務	別紙１「清掃業務仕様書」	① 日常清掃 ② 定期清掃	随時
(ｲ) 警備業務	別紙２「警備業務仕様書」		随時
(ｳ) 消防設備保守点検管理業務	別紙３「消防設備保守点検管理業務仕様書」 （電気設備） a 自動火災報知器設備 b 非常放送設備 c 誘導灯設備 d 消火器具設備 e 屋内消火栓設備 f その他	（定期点検） ① 機能点検 年１回 ② 総合点検 年１回 消防法及びその他関係諸法令規則に定める保守点検の技術上の基準に基づく。	年２回
(ｴ) 自家用電気工作物保安業務	a 電気工作物について、日常的な点検を行い、電気主任技術者に報告し、承認を受ける。 b 電気工作物の維持運用について、定期的な点検、測定及び試験を行い、	（日常点検） （定期点検）	月１回 年１回

	経済産業省令に定める技術基準の規定に適合しない事項、又は適合しないおそれのあるときは、電気主任技術者に報告し、その指示により、必要な措置をとる。 c　電気事故その他電気工作物に異常が発生し、又は発生するおそれがある場合、電気主任技術者に報告し、原因を調査し、応急措置を講ずる。 d　電気事業法第107条第2項の規定に基づく立入検査の立会いを行うときは、電気主任技術者と共に立ち会う。		
(ｵ) 自動制御設備業務	（設備機器） ①　貯湯槽制御廻り ②　熱交換器制御廻り ③　プール空調機制御廻り ④　消雪制御廻り ⑤　浴槽濾過器制御廻り ⑥　中央監視装置 （業務内容） ・動作確認 ・消耗品交換	（定期点検）	年２回
(ｶ) 第１種圧力容器整備点検業務	（設備機器） ①　熱交換器等 （業務内容） ・　内部清掃 ・　附属機器整備	（法定点検） 労働安全衛生法による性能検査、受検、整備 （日常点検） 月１回	年１回
(ｷ) 浄化槽維持管理点検業務	（設備機器） ①　ハイツ浄化槽 ②　自由広場浄化槽 ③　テニスコート浄化槽 ④　さわやかスポーツ広場 （業務内容） ・　機器点検 ・　水質管理	（日常点検） 月３回 月１回 月１回 年６回 （法定点検）	年１回

(ｸ) 樹木・芝生管理業務	（業務内容） ・ 芝生刈り 自由広場等 約 17,000m² 庭 園 さわやかスポーツ広場 14,800 ㎡ ・ 芝施肥、目土、エアレーション ・ 雑草防除剤散布 ・ 草刈り 約 3,000 ㎡ ・ 樹木消毒 ・ 樹木剪定 ・ 雪囲い	5月～10 月 11 月～12 月	 年８回 年１回 年５回 年３回 年２回 年１回 年１回
(ｹ) 除雪業務	（業務内容） 駐車場（4, 997m²）		随 時

富山地区広域圏事務組合常願寺ハイツスポーツ公園管理委託料

（専門業者等への委託等により行なっている施設及び設備の維持管理経費）

令和 元年度実績

（税抜き）

業務の名称	金　額
(ｱ) 清掃業務	４，１００，０００円
(ｲ) 警備業務	２１０，０００円
(ｳ) 消防設備保守点検管理業務	８０，０００円
(ｴ) 自家用電気工作物保安業務	２４０，０００円
(ｵ) 自動制御設備業務	１８０，０００円
(ｶ) 第１種圧力容器整備点検業務	９８，０００円
(ｷ) 浄化槽維持管理点検業務	７００，０００円
(ｸ) 樹木・芝生管理業務	３，７００，０００円
(ｹ) 除雪業務	０円
計	９，３０８，０００円

② 運営業務

ア 使用承認業務

(ｱ) 施設利用者、利用希望者及び利用予約希望者等に対して、利用案内業務を行う。

(ｲ) 使用申請書を受付し、使用を承認するものについて、使用承認書を交付する。

イ 利用料の徴収等

(ｱ) 利用料金は、券売機、窓口現金及び口座振替等により徴収する。

(ｲ) 利用料金の取扱については、適正かつ安全に管理すること。

ウ その他の運営業務

(ｱ) 受付案内業務

(a) 利用者の申請に基づき、施設に備え付けの備品等の貸出を行うとともに必要に応じて、設置方法などの案内を行う。

(b) 施設使用申請書や施設使用承認書、施設利用券など必要な印刷物の作成を行う。
また、自動券売機等のつり銭管理、両替などを行う。

(ｲ) 利用促進業務

(a) 広報誌、パンフレット及びホームページ等を作成・更新し、利用促進を図ること。

(b) 利用者のニーズを把握し、利用しやすい環境づくりに努めること。

(ｳ) その他

(a) 施設に関する要望、照会及び苦情の処理に対応すること。

(b) 利用実績等のデータを保有し、必要に応じて富山地区広域圏事務組合に提出すること。

（9）修繕費の取扱い

修繕の内、１件の執行予定額が２０万円未満のものについては、指定管理者が行うものとする。

なお、１件２０万円以上のものについては、富山地区広域圏事務組合が対応するので、事前に報告すること。

(10) 借上料の取扱い

借上料については、指定管理者がトレーニングジムのトレーニング機器及び月間・年間利用者の会員管理用機器をリース契約により行うものとする。ただし、既存の機器を利用される場合は、収支計画書に記入しないこと。

(11) 備品の取扱い

① 管理業務の実施に必要な備品は、富山地区広域圏事務組合の備品を指定管理者が使用するものとする。

ただし、パソコン等の据付を要しない事務用備品等については、指定管理者の備品を使用しても差し支えないものとするが、当該管理業務委託料により指定管理者が購入できる備品は指定管理期間内に減価償却されるものに限るものとする。

② 指定管理者は、使用する富山地区広域圏事務組合の備品について、善良な管理者の注意をもって管理にあたり、次に掲げる事務を行うものとする。

・富山地区広域圏事務組合の備品の数量、使用場所、使用状況等を把握すること。

・富山地区広域圏事務組合の備品のうち、本来の用途に供することができないと認められるものが生じたとき又は、亡失や損傷があったときは、直ちに富山地区広域圏事務組合に報告し、その指示に従うこと。

(12) 安全管理及び緊急時対応に関する留意事項

① 利用者の安全管理

ア 設置器具等による事故を防止するため、適切な使用方法などの利用者指導を必要に応じて行うこと。

イ 危険な行為による事故の防止や他の利用者への迷惑行為の防止のため、利用状況を適宜把握し、必要に応じて利用者指導を行うこと。

ウ 利用者の事故を未然に防ぐため、必要な監視を行うとともに安全管理マニュアル等を作成し、研修会や講習会を開催し、職員等の従事者に習熟させること。

エ 災害時には、施設利用者の安全を確保し、迅速かつ的確に避難誘導等、適切な処置を講じること。

② 施設の安全管理

ア 施設の施錠・開錠等の点検・確認及び鍵の適正な管理を行うこと。また、火気の取扱い及び始末には特に留意すること。

イ 不審者の侵入を防止するとともに侵入があった場合は、適切な対応により排除すること。

③ 緊急時の対応

ア 緊急時の対応マニュアルや緊急連絡網の作成及び消防法に定める防火管理者の選任などにより、必要な各種訓練等を実施し、緊急時に適切に対応できる体制を確保すること。

イ 事故や災害時等の緊急時においては、富山地区広域圏事務組合並びに関係機関等へ迅速かつ的確に情報を伝達すること。

ウ 事故が発生した場合は被害者の救済、保護などの応急措置を迅速かつ的確に講じるとともに状況に応じて、関係機関への連絡を取り対処すること。

エ 重大な事故については、直ちに富山地区広域圏事務組合へ連絡し、その指示に従うとともに書面においても報告すること。

(13) 管理施設及び備品等一覧

別紙「建物台帳、備品台帳」（ホームページに登載しておりませんので、担当までお問い合わせください。）

2 施設管理業務以外の事業に関する事項

物品販売事業｛プール使用時の用品（ゴーグル等）の販売、自動販売機の設置等｝を実施できるものとする。

なお、この場合は、富山地区広域圏事務組合から行政財産の目的外使用に関する許可を得ることを必要とするが、応募の際には収入の項目に記載してください。特に飲料水の自動販売機については、利用者の便宜を図る上から、必要最小限は設置すること。

3　その他

（1）保険の加入

当該民間事業者が指定管理者となる場合は、損害賠償時に対応できるよう、原則として現在指定管理者が加入している保険と同等以上の保険に加入することとし、応募に際しては、収支計画書に加入予定の保険料の金額を明記してください。

また、保険に加入しない場合は、損害のてん補の方法を具体的に示してください。

＜参考＞現在指定管理者が加入している保険の概要

指定管理者が、次の事故により、住民等第三者の生命若しくは身体を害し、または住民等第三者の財物を滅失・毀損若しくは汚損した場合において、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害をてん補します。

①　常願寺ハイツスポーツ公園において、使用又は管理する施設に起因する偶然な事故
②　常願寺ハイツスポーツ公園業務に起因する偶然な事故
③　常願寺ハイツスポーツ公園において販売又は提供する飲食物に起因する偶発的事故

てん補限度額は、次のとおりで、免責金額はなしです。

＜施設内（ジム・プール）および公園＞

身体賠償	１人につき	２億円
	１事故につき	１０億円
財物賠償	１事故につき	２，０００万円

＜さわやかスポーツ広場＞

身体賠償	１人につき	３，０００万円
	１事故につき	３億円
財物賠償	１事故につき	１，０００万円

＊平成 20 年度：追加契約

備 品 台 帳

機械器具

品　　名	規格・品番	個　数	備　　考
芝刈り機	Husqvarna RIDER1200	1台	自由広場・ちびっ子広場
〃	Husqvarna LTH151	1台	さわやかスポーツ広場

庁用器具

品　　名	規格・品番	個　数	備　　考
ロッカー（鍵付き）	4連	40台	男女更衣室各20台
〃	3連 上下2段	20台	男女更衣室各10台
下足箱（鍵付き）	9連　8段	3台	玄 関
〃	12連　8段	1台	玄 関

用　具

品　　名	規格・品番	個　数	備　　考
ジュニアサッカーゴール	ゼットZG1703	1組	さわやかスポーツ広場

様式第１号

指 定 申 請 書

年　　月　　日

（宛先）富山地区広域圏事務組合理事長

所在地
法人等の名称
代表者氏名　　印
電話番号

次のとおり、指定管理者の指定を受けたいので申請します。

記

公の施設の名称

様式第２号

申　立　書

私は、次の事由に該当しない者であることを申し立てます。

令和　　年　　月　　日

署名　　印

事　　由
１　公の施設の管理に係る契約を締結する能力を有しない者 ２　破産者で復権を得ない者 ３　本組合及び構成市町村における指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は不正の利益を得るために連合した者 ４　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ５　本組合及び構成市町村において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者 ６　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

様式第３号

施設管理の基本方針

施設の名称	
法人等の名称	
施設管理の基本的な考え方	（施設の設置目的を達成するために指定管理者として留意すべき基本的な考え方などについて記載してください。）
住民の平等な利用の確保	（使用承認や使用料の減免手続などにおいて、関係条例等を踏まえ遵守すべき事項などについて記載してください。）
利用者からの要望の把握及びそれへの対応	（利用者からの要望や苦情などの現場責任者への伝達や意見の集約方法及びそれらの富山地区広域圏事務組合への報告や検討、改善の方法などについて記載してください。）
サービスの向上及び利用者の増加を図るための方策	（サービスの向上及び利用者の増加を図るために、日常業務において留意する事項や施設設備の改善、自主事業の実施などの提案があれば具体的に記載してください。）
自己点検及び自己評価の仕組み	（利用者の満足度の把握やそれに基づく改善点の分析、改善措置などの仕組みなどについて記載してください。）

様式第４号

事 業 計 画 書

施設の名称	
法人等の名称	

１　指定期間内の年度ごとの業務計画書

年度	業務の名称	仕様書との整合	外部委託の有無	委託先選定方法
		（仕様書どおりに実施、仕様書を一部変更して実施などの要領で記載してください。）		
	（指定期間中、毎年業務が同じであれば、「以下指定期間中同じ」と記載してください。）			

２　仕様書等の変更の提案

業務の名称	変更内容とその理由など
	（仕様書に記載されている業務内容の変更などの提案がある場合は、そのことによるサービスの向上や経費節減効果の見込みを含めて、具体的に記載してください。）

3　指定期間内の年度ごとの収支計画書

令和〇〇年度

（自主事業に要する経費を除き、消費税を含んだ金額を記載してください。）

収入

項目	金額（千円）	内訳	備考
組合からの委託料 （うち消費税額）	（　　）		
利用料金			
その他			
計　A			

募集要項に記載されている令和〇〇年度（収入）決算額　B	千円

収入の増減額 A-B	千円

令和〇〇年度決算における組合の負担額（組合からの委託料、補助金等）に対する増減額

令和〇〇年度決算における組合の負担額に対する増減額	千円

支出

項目	金額（千円）	内訳	備考
人件費 （うち消費税額）	（　　）		
管理費			
その他			
計　C			

募集要項に記載されている令和〇〇年度（支出）決算額　D	千円

支出の増減額 C-D	千円

注）新規設置の場合は、施設管理経費の目安を記載する

4　指定期間内の合計の収支計画書

単位：千円

区　　分		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	計
収入	組合からの委託料 （うち消費税額）	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)
	利用料金						
	その他						
	計						
支出	人件費 （うち消費税額）	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)
	管理費						
	その他						
	計						

5　個人情報の保護に関する措置

（一般事項）

項　　目	個人情報の保護に関する具体的な措置
	(管理業務仕様書の留意事項を踏まえ、マニュアルの有無を含めて具体的に記載してください。)

（個別事項）

個人情報を取扱う業務等	個人情報の保護に関する具体的な措置

６　職員の配置計画

（指揮命令系統がわかる組織図に、職位、人数、自己・派遣の別、現有職員・新規採用職員の別を記載してください。交替勤務制の場合は、各人の勤務時間を記載してください。）
（新規採用を予定している場合は、採用の方法・時期等について記載してください。）
（施設管理等に資格を有する者を要する場合は、その者の氏名、取得資格、取得年月日、指定管理業務における勤務体制について記載してください。また、資格の認定証の写しもしくは確約書等を添付してください。）
（管理業務の開始前に管理施設における実務研修等が必要と考えられる場合は、その内容、期間などについて記入してください。なお、被研修者の研修期間に要する経費については、全額申請者の負担となります。）
（地元雇用の条件が付されている場合は、条件への対応を記載してください。）

7　安全管理及び緊急時対応の体制等

留意すべき事項	左への対処方法
	（管理業務仕様書に記載の留意事項を踏まえ、マニュアルの有無も含めて具体的に記載してください。）

8　環境保護及び障害者雇用等に配慮した経営の状況

（例）　・　環境へ配慮した取組み（ＩＳＯ１４００１の認証取得実績等） 　　・　障害者や高齢者の積極的な雇用の取組みや実績（法定雇用率を満たしている等）

9　基本協定書（リスク分担表及び個人情報の保護に関する取扱い仕様書を含む）に対する意見及び要望

様式第５号

自主事業に関する提案書

事業名（又はネーミング）
目的
事業内容（実施時期、対象（男女・親子など）、参加人数等を含めて記載して下さい。）
事業費（収支）見込み
特記事項

様式第６号

収益向上に関する提案書

項目（提案名）
管理運営への反映（この提案が様式第４号収支計画の積算根拠にしていますか。） している。　　していない。
内容（具体的に記載して下さい。）
特記事項

様式第７号

指定管理者制度に係る共同企業体協定書

（目 的）

第１条　当共同企業体は、次の事業（以下「当該業務」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

（１）富山地区広域圏事務組合常願寺ハイツスポーツ公園の管理運営業務

（２）前号に付帯する事業

（名 称）

第２条　当共同企業体は、＿＿＿＿共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当企業体は、事務所を＿＿＿に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は、令和　年　月　日に成立し、当該業務の指定期間の満了後３箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

２　当該施設の指定管理者となることができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、解散するものとする。

（構成員の所在地及び名称）

第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地

商号又は名称

所在地

商号又は名称

所在地

商号又は名称

（代表者の名称）

第６条　当企業体は、＿＿＿＿を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当企業体の代表者は、当該業務の履行に関し、当企業体を代表して、その権限を行うことを名義上明らかにした上で、富山地区広域圏事務組合と折衝する権限並びに指定管理者の候補者選定に係る申請書、当該業務に係る協定の締結、指定管理料の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第８条　各構成員の責任割合は、次のとおりとする。ただし、管理業務について富山地区広域圏事務組合と協定内容の変更があっても、この比率は変えないものとする。

（構成員名）＿＿％

（構成員名）＿＿％

（構成員名）＿＿％

（運営委員会）

第９条　当企業体は、構成員全員をもって、代表者を委員長とする運営委員会を設置し、組織及び編成並びに当該業務の履行に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、当該業務の履行に当たるものとする。

（構成員の責任）

第１０条　各構成員は、当該業務の履行及び下請契約その他の業務の履行に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第１１条　この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（管理業務途中における構成員の脱退に対する措置）

第１２条　構成員は、富山地区広域圏事務組合及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が当該施設を管理運営する期間が満了する日までは脱退することができない。

２　構成員のうち管理業務途中において前項の規定により脱退したものがある場合においては、富山地区広域圏事務組合の承認がある場合に限り残存構成員が共同連帯して当該業務を履行する。

（構成員の除名）

第１３条　当企業体は、構成員のうちいずれかが、管理業務履行途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な理由を生じた場合においては、他の構成員全員及び富山地区広域圏事務組合の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２ 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３ 第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項を準用するものとする。

（管理業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第１４条　構成員のうちいずれかが管理業務履行途中において破産又は解散した場合においては、第１２条第２項を準用するものとする。

（代表者の変更）

第１５条　代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び富山地区広域圏事務組合の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

（解散後の瑕疵担保責任）

第１６条　当企業体が解散した後においても、管理業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第１７条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

○○○外　　社は、上記のとおり 共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書　通を作成し、各構成員が記名押印のうえ各自が所持するとともに１通を富山地区広域圏事務組合に提出する。

令和　　年　月　日

共同企業体の名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿共同企業体

代表者　所　　在　　地
商号又は名称
代 表 者 氏 名　　印

構成員　所　　在　　地
商号又は名称
代 表 者 氏 名　　印

構成員　所　　在　　地
商号又は名称
代 表 者 氏 名　　印

様式第８号

暴力団排除に関する合意書関係の書類

代表者等に該当する者すべてについて、記載してください。

代表者等とは、株式会社にあっては取締役、公益法人にあっては理事、その他の団体等にあってはこれらに相当する職にある者及びこれらの者以外に団体等の経営に事実上参加している者を言います。

役職	氏　名		性別	生年月日	住　所
	（漢字）	（カタカナ）			

富山地区広域圏事務組合常願寺ハイツスポーツ公園の管理運営業務に関する基本協定書（案）

富山地区広域圏事務組合（以下「甲」という。）と○○○（以下「乙」という。）とは、富山地区広域圏事務組合常願寺ハイツスポーツ公園設置条例（平成１８年条例第１号。以下「設置条例」という。）第５条の規定により、富山地区広域圏事務組合常願寺ハイツスポーツ公園（以下「ハイツ」という。）の管理運営業務（以下「管理業務」という。）について、次のとおり基本協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この基本協定は、ハイツの管理運営に関し必要な事項を定めるものとし、甲及び乙は、この基本協定に従い、信義に従って誠実にこれを履行しなければならない。

（指定期間等）

第２条　甲が乙を指定管理者として指定する期間は、令和３年４月１日から令和８年３月３１日までとする。

２　管理業務に係る会計年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（管理業務の範囲）

第３条　乙が行う業務の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）ハイツ及び附帯設備等の維持管理に関する業務

（２）ハイツの使用の承認に関する業務

（３）ハイツの利用料金の徴収に関する業務

（４）上記の他、ハイツの管理に関し、理事長が必要と認める業務

２　前項各号に掲げる業務の詳細は、「富山地区広域圏事務組合常願寺ハイツスポーツ公園管理業務仕様書」に定めるとおりとする。

（再委託等の禁止）

第４条　乙は、管理業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、事前に甲の書面による承諾を受けたときは、管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。

２　前項の規定により乙が管理業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて乙の責任及び費用負担において行うこととし、乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び追加費用は、全て乙の負担とする。

３　乙は、第三者に対し、本協定に基づいて生ずる権利義務を譲渡し、若しくは承継させ、又は権利を担保に供してはならない。

（指定管理者の責務）

第５条　乙は、富山地区広域圏事務組合常願寺ハイツスポーツ公園設置条例、同条例施行規則及び関連する法令等を遵守するとともに、ハイツを常に良好な状態において管理し、施設の効用を最大限発揮できるよう管理業務を行わなければならない。

２　乙は、施設及び施設利用者に事故及び災害が発生した場合は、迅速かつ適切な対応を行った上、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

３　乙は、管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、その状況について、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（管理業務委託料）

第６条　甲が乙に支払う指定期間中の管理業務委託料は、○○○○○円（うち消費税及び地方消費税の額○○○円）を限度とする。

２　各年度の管理業務委託料は、次の金額を基本とし、各年度の開始前に甲乙協議のうえ定めるものとする。

令和３年度　○○○○○円（うち消費税及び地方消費税の額 ○○○円）
令和４年度　○○○○○円（うち消費税及び地方消費税の額 ○○○円）
令和５年度　○○○○○円（うち消費税及び地方消費税の額 ○○○円）
令和６年度　○○○○○円（うち消費税及び地方消費税の額 ○○○円）
令和７年度　○○○○○円（うち消費税及び地方消費税の額 ○○○円）

３　甲は、前２項の管理業務委託料を、乙が毎年度作成する収支計画書に基づく請求により支払うものとする。

（利用料金制）

第７条　ハイツの利用料金は、乙の収入として収受する。

２　利用料金は、乙が、富山地区広域圏事務組合常願寺ハイツスポーツ公園設置条例第１２条第２項に規定する利用料金の範囲内において、甲の承認を得て定めるものとする。

３　乙は富山地区広域圏事務組合常願寺ハイツスポーツ公園設置条例第１３条及び富山地区広域圏事務組合常願寺ハイツスポーツ公園設置条例施行規則第６条の規定に基づき、利用料金の全部又は一部を減免することができる。

（備品等の取扱い）

第８条　甲は別紙「富山地区広域圏事務組合常願寺ハイツスポーツ公園備品台帳」記載の備品等（以下「備品等」という。）を乙に無償で貸与する。

２　経年劣化又は乙の責めによらない事由による滅失・毀損等により備品等を管理業務に供する事ができなくなった場合、甲は乙との協議に基づき、管理業務に必要と認められる範囲で当該備品等を調達又は購入し、乙に無償で貸与するものとする。

３　乙は、指定管理期間中、備品等を常に良好な状態に保つとともに、甲の定める備品台帳を作成し、これを備え置かなければならない。また、乙は定期的に備品台帳と現物の照合を行い、滅失・毀損等が確認された場合は、速やかに甲へ報告し、前項に定める対応を行うものとする。

４　乙は、自己の費用負担等により管理業務に必要な備品類を購入することができる。この場合、購入した備品類の所有権は乙に帰属し、乙は前項に定める備品台帳とは区別してこれを管理するものとする。

（リスク分担）

第９条　管理業務に関するリスク分担については、「富山地区広域圏事務組合常願寺ハイツスポーツ公園管理業務リスク分担表」のとおりとする。

（物品の所有の帰属）

第１０条　乙が管理業務委託料により購入した物品は、乙の所有に属するものとする。

（管理業務計画書の提出等）

第１１条　乙は、毎年度２月末日までに、翌年度の管理業務について、次の各号に掲げる事項を記載した管理業務計画書を甲に提出し、承認を得なければならない。ただし、令和３年度の管理業務については、令和○○年○○月○○日までに、同計画書を提出し、承認を得るものとする。

（１）管理業務の概要及び実施時期
（２）管理業務の実施体制
（３）収支計画書
（４）管理業務に必要な諸規定及び非常時の対応体制
（５）その他甲が必要と認める事項

２　乙は、前項の管理業務計画書を提出した後に、計画を変更する必要が生じた場合は、変更の内容について甲に協議の上、必要に応じて変更後の管理業務計画書を甲に提出しなければならない。

（管理業務報告書の提出）

第１２条　乙は、毎月１０日までに、前月の管理業務の実施状況、施設の利用状況及び利用料金の収入状況等を記載した管理業務報告書を甲に提出しなければならない。

（事業報告書の提出等）

第１３条　乙は、毎年５月末日までに、前年度の管理業務について、次の各号に掲げる事項を記載した事業報告書を甲に提出しなければならない。

（１）管理業務の実施状況及び施設の利用状況

（２）利用料金の収入状況

（３）管理業務の経費の収支状況

（４）その他甲が必要と認める事項

（管理業務の報告、調査、指示）

第１４条　甲は、前３条の規定により提出された計画書及び報告書の内容を審査し、必要な指示を行うことができる。

２　甲は、施設の管理の適正を期するため必要と認めるときは、乙に対して、管理業務又は経理の状況に関し随時報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

３　乙は、甲から前２項に定める報告要求、調査の申出又は改善指示を受けた場合、速やかにそれに応じなければならない。

（帳簿等の保存）

第１５条　乙は、管理業務に関する帳簿及び書類等を整備し、常に業務の執行状況を明らかにしておくとともに、帳簿等を会計年度終了の日から５年間保存しなければならない。

（施設の毀損等）

第１６条　乙は、故意又は過失により、施設又は設備備品を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を甲に報告するとともに、これを原状に回復し、又はその損傷若しくは滅失によって生じた損害を甲に賠償しなければならない。

（不完全履行による管理業務委託料の減額及び損害賠償）

第１７条　甲は、乙が管理業務の一部を履行しないとき、又は管理業務の履行が不完全であるときは、管理業務委託料からその不履行又は不完全履行に相当する金額を減額することができる。この場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

（原状回復義務等）

第１８条　乙は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理を行わないこととなった施設及び設備を直ちに原状に回復し、甲に対して本施設及び備品を明け渡さなければならない。ただし、通常の使用における経年劣化及び甲が原状回復を要しないと認めたときは、この限りでない。

第１９条　乙は、故意又は過失により、施設又は設備備品を損傷し、又は滅失したときは、直ちにこれを原状に回復し、又はその損傷若しくは滅失によって生じた損害を甲に賠償しなければならない。

（第三者に対する損害の賠償等）

第２０条　管理業務の履行にあたり、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えたときは、原則として乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、損害を受けた第三者の求めに応じ

甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

（指定の取消等）

第２１条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、乙に対しその状況を確認の上、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。この場合において、乙に生じた損害については、甲はその賠償の責めを負わないものとする。

（１）地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第１０項の規定による報告の要求、調査又は指示に対して、これに応じず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき。

（２）この基本協定に違反したとき。

（３）指定管理候補者として選定しない法人等に該当することとなったとき。

（４）申請時に提出した書類の内容に虚偽の事項が記載されていたことが判明したとき。

（５）団体の経営状況の悪化等により管理業務を行うことが不可能又は著しく困難になったとき。

（６）乙がその責に帰すべき事由により、甲に対し指定解除の申出をしたとき。

（７）組織的な非違行為が行われていた場合など、管理業務を行わせておくことが、社会通念上著しく不適当と判断されるとき。

２　乙は、前項の規定により指定を取り消されたときは、違約金として、　　円を甲に支払わなければならない。

３　第１項の規定により指定を取り消した場合において、甲に生じた損害が前項に規定する違約金の額を上回ったときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

４　甲は第１項の規定に基づく指定の取消し又は管理業務の全部又は一部の停止により乙に損害が生じても、その賠償の責を負わない。

（業務の引継ぎ）

第２２条　乙は、その指定期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、ハイツの管理業務が遅滞なく円滑に実施されるよう、甲が定める期間内に、甲又は甲が指定した者に対して適正に管理業務を引継がなければならない。ただし、甲の承認を得たときはこの限りでない。

２　管理業務の引継ぎ方法、日時等については、甲と乙が協議の上、決定する。

（秘密保持義務等）

第２３条　乙が行う管理業務に従事している者又は従事していた者は、当該管理業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。

２　乙は、富山地区広域圏事務組合個人情報保護条例第９条、第１０条及び第５６条の規定により、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

３　乙は、管理業務を実施するにあたり、個人情報の保護に関し、「富山地区広域圏事務組合常願寺ハイツスポーツ公園管理業務の個人情報の保護に関する取扱い仕様書」に定める事項を遵守しなければならない。

４　乙は、甲が情報セキュリティ対策について準用する「富山市情報セキュリティポリシー」の情報セキュリティ基本方針４の規定により、情報資産に関する情報セキュリティ対策のために必要な措置を講じなければならない。

５　乙は、管理業務を実施するにあたり、情報セキュリティ対策に関し、情報セキュリティ特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

（情報公開）

第２４条　乙は、富山地区広域圏事務組合情報公開条例第２９条の規定により、情報公開を行うための必要な措置を講ずることとし、乙に対し管理業務の実施に関し乙が保有する情報の公開の申し出があったときは、公開対象となる情報の公開に努めるものとする。

（名称等の変更の届出）

第２５条　乙は、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地の変更があったときは、直ちに、その旨を甲に届け出なければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第２６条　乙は、この基本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（基本協定の変更）

第２７条　管理業務に関し事情が著しく変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、この基本協定を変更することができる。

（年度協定書の締結）

第２８条　甲及び乙は、第６条第１項の管理業務委託料及び同条第２項の規定により甲乙協議の上定められた管理業務委託料並びに第１１条の規定により提出された管理業務計画書に基づき、管理業務の適正な執行を期するため、毎年度当初に「富山地区広域圏事務組合常願寺ハイツスポーツ公園の管理運営業務に関する年度協定書」を締結するものとする。

（協議）

第２９条　この基本協定に関し疑義が生じたとき又はこの基本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

この基本協定の締結を証するため、この基本協定書２通を作成し、両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和３年○月○日

中新川郡立山町末三賀１０３番地３
甲　富 山 地 区 広 域 圏 事 務 組 合
理 事 長　○　○　○

乙

富山地区広域圏事務組合常願寺ハイツスポーツ公園管理業務リスク分担表

△は従分担

種　類	主　な　内　容	負担者	
		広域圏	指定管理者
法制度変更	施設管理業務に要する資格の変更等、指定管理業務に特別に影響を及ぼす法制の変更又は新設	○	
税制度変更	指定管理業務の内容にかかわらず、すべてのものに影響を及ぼす税制の変更又は新設（法人税、固定資産税、事業所税等）		○
	上記のうち、消費税及び地方消費税については、変更後の税率に基づく管理委託費を支払うことにより広域圏事務組合が当該費用を負担する。	○	
金利変動			○
物価変動		△	○
政策転換	施設の廃止により指定管理業務の継続が困難になった場合、施設用途の変更により管理業務内容の変更を余儀なくされた場合など	○	
許認可の取得遅延	広域圏事務組合が取得すべきもの	○	
	指定管理者が取得すべきもの		○
住民及び施設利用者対応	処分権限を有する指定管理者の行った処分に対する訴訟		○
	指定管理業務に対する住民及び利用者からの苦情、要望	△	○
不可抗力	戦争、天災、暴動等の不可抗力による施設の修復及び指定管理業務の継続不能	○	
	上記の要因により、施設を避難場所等に使用することによる指定管理業務の継続不能	○	
書類の誤り	仕様書等の広域圏事務組合がその内容について責任を負うべき書類	○	
	指定申請書等の指定管理者がその内容について責任を負うべき書類		○
資金調達	広域圏事務組合が指定管理者に支払う経費の支払い遅延による損害	○	
	指定管理者が業者等に支払う経費の支払い遅延による損害		○
施設，設備，備品，資料等の焼失，滅失，損傷，盗難等	指定管理者の故意、過失によるもの		○
	経年劣化や自然災害等によるもの又は相手方が特定できない第三者の行為によるもののうち、原状回復に要する経費が１件２０万円未満のもの		○
第三者賠償	施設等の瑕疵により損害を与えた場合	○	
	指定管理者が施設等に瑕疵があることを知りながら、それを放置したことにより損害を与えた場合		○
	指定管理業務により損害（個人情報の漏えい、不正利用等による損害を含む。）を与えた場合		○
事業の終了	政策転換による指定管理者の撤収費用	○	
	指定期間の終了、指定の取消による指定管理者の撤収費用		○

富山地区広域圏事務組合常願寺ハイツスポーツ公園管理業務の
個人情報の保護に関する取扱い仕様書

Ⅰ　一般事項

1　個人情報の保有の制限等

(1)　乙は、個人情報を保有するに当たっては、この協定による管理業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

(2)　乙は、特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

(3)　乙は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲内において、広域圏事務組合の承認を得なければならない。

2　個人情報の取得の制限

(1)　乙は、個人情報を取得するときは、利用目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により取得しなければならない。

(2)　乙は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報については、取得してはならない。

(3)　乙は、個人情報を取得するときは、本人の同意があるとき又は人の生命、身体、財産の保護のために緊急に必要があるときなどの場合を除き、原則として本人から取得しなければならない。

3　利用目的の明示

乙は、本人から直接書面（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録（以下「電磁的記録」という。）を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき又は取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるときを除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

4　正確性の確保

乙は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

5　不要となった個人情報の取扱い

乙は、この協定が終了したとき又は保有する保有個人情報が不要となったときは、速やかに当該情報を広域圏事務組合に譲渡し、又は広域圏事務組合の指示のもとに適切な手段により速やかに廃棄し、若しくは消去しなければならない。

6　事務を委託する場合の措置

乙は、個人情報の取扱いを第三者に委託しようとするときは、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

7　従事者の義務

個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者又は前条の受託業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

Ⅱ 個別事項

項目及び個人情報を取扱う業務の名称	取扱う個人情報の内容	取扱いの留意事項及び個人情報の保護に関する措置事項
1 使用申込受付、承認利用料徴収業務	申請者の住所、氏名	取得する個人情報は、申請に必要な事項や減免要件を確認するために必要な事項のみとし、申請者以外から取得しない。
2 使用者管理	申請者の住所、氏名	担当職員以外は取扱わないこととする。
3 施設使用状況の掲示	個人使用者の氏名	個人が、個人の活動として施設を使用する場合は、本人の了解なしに、その使用状況を施設の掲示板等に掲示しない。
4 その他	同上及びその他の個人情報	その他、富山地区広域圏個人情報保護条例に基づき、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずること。

情報セキュリティ特記事項

1　基本事項

乙は、本業務に係る情報資産（富山市情報セキュリティポリシー情報セキュリティ基本方針２⑼による）を取り扱うにあたり、情報セキュリティの重要性を認識し、情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざん等から保護するため、本特記事項を適切に実施し、富山市情報セキュリティポリシーの本旨に従い、必要な措置を講じなければならない。

2　責任体制の整備

乙は、本業務に係る情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

3　業務目的以外の利用等の禁止

乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、本業務に係る情報資産を当該業務以外の目的に利用、加工、複製、複写、又は第三者に提供してはならない。

4　情報資産の保管及び搬送

乙は、本業務に係る情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざん、その他の事故等を防止するため、情報資産の保管及び搬送に際し、重要度に応じた措置を講じなければならない。

5　再委託の禁止

（1）乙は、甲の書面による再委託の承諾があるときを除き、重要な情報資産の取扱いを自ら行うものとし、その取扱いを第三者に委託してはならない。

（2）乙は、甲の承諾を得て重要な情報資産の取扱いを第三者に委託しようとするときは、当該委託先に、この情報セキュリティ特記事項を遵守させるとともに、甲に対して、当該委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

6　従事者に対する教育の実施

乙は、情報資産を取り扱う業務の従事者に対し、情報セキュリティに関する教育を実施し、情報セキュリティの確保に努めなければならない。

7　事故発生時の報告義務

乙は、本業務に係る情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざん、その他の事故等が生じ、又は生じた可能性があることを知ったときは、速やかに甲に報告し、その指示に従わなければならない。この協定が終了し、又は指定が取り消された後においても同様とする。

8　調査等の実施

（1）甲は、本業務に係る乙の情報セキュリティの運用状況に関し、必要に応じて報告を求め、業務履行場所への立入調査及び監査を行うことができるものとする。

（2）乙は、甲から業務履行場所への調査等の申入れがあったときは、特段の理由が認められる場合を除き、協力しなければならない。

9　情報資産の帰属

乙が本業務のために収集、作成又は保有する情報資産は、甲の所有に属するものとする。ただし、乙が管理業務委託料により購入した機器、ソフトウェア、ライセンスは乙の所有に属するものとする。

１０　情報資産の返還

乙は、この協定が終了し、又は指定が取り消されたときは、本業務に係る情報資産を、速やかに甲に返還しなければならない。

１１　特記事項に違反した場合の指定の取消し及び損害賠償

乙が、この情報セキュリティ特記事項に違反し、甲に対する損害を発生させた場合は、甲は、指定の取消し及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

１２　その他

乙は、１から１１までに定めるもののほか、情報資産の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。